

広島高裁総第 608 号

令和 2 年 9 月 18 日

山 中 理 司 様

広島高等裁判所長官 大 門

国



司法行政文書不開示通知書

7 月 16 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

広島高裁において、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じて裁判事務をどのようにしていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（担当） 総務課文書第二係 電話 082 (221) 2411 (内線 3250)